

## 14 . 終戦から公布までの憲法制定の流れ ( 1 )

### ・改憲の必要性

そもそも、なぜ第二次大戦後に従来<sup>の</sup>明治憲法を破棄し、新たな憲法を改正する必要性が生じたのだろうか。この問いの答えとしては、当然ながらポツダム宣言を挙げなければならない。

本資料の何点かで言及しているが、ポツダム宣言の内容は、日本の民主化・軍国主義の破棄・人権の尊重という3点が中心となっている。従って、戦後の新生日本は、ポツダム宣言の受諾に伴い、これらの条件をクリアするあらたな国家体制を構築する必要性に迫られたのである。

その様な観点で見た時、従来<sup>の</sup>明治憲法は、その条件に何ら合致しないものであったことは明白である。従って、憲法における統治機構を定めた面としても、また人権を保障した面としても、憲法はポツダム宣言に基づき、改められる必要性が生じてきたのである。

### ・日本側の草案作成

当初、憲法草案の作成はGHQによって行われると決まっていた訳ではなかった。国際法(戦争法)であるハーグ条約43条は、占領国が被占領国の現行法制をむやみに変えることを禁じていたからである。GHQであっても、トップダウンに新たな憲法を押し付けることは出来ないのである。従って、まずGHQは改憲の必要性を日本側に示唆することで、日本側の自主的な憲法改正草案の提出を待ったのであった。

1945年10月4日、近衛文麿(当時の東久邇宮内閣にて国務大臣)とマッカーサーが会談し、マッカーサーは近衛に憲法改正草案の作成を示唆したと伝えられている。しかし、10月中旬になり、連合国から近衛の戦争責任を問う圧力が強まったため、11月1日GHQは近衛の憲法研究には関知しないと発表した。この後も近衛は憲法研究を続け、11月22日には天皇に草案を奉答している(この後、12月6日にGHQが戦犯容疑で近衛に出頭を命令、出頭期限の12月16日近衛は服毒自殺している)。

また、近衛の憲法草案作成と同時期に、京都大学名誉教授佐々木惣一により、憲法改正の必要性が研究されている(11月24日天皇に奉答)。佐々木惣一の憲法草案に関しては、19章を参照されたい。

### ・憲法問題調査委員会の設置

10月4日、マッカーサーは「自由の指令」を東久邇宮首相に提示。これを受け入れられなかった東久邇宮は辞職し、10月9日幣原喜重郎内閣が成立した(この問題の詳細は、12章を参照されたい)。

10月11日、幣原喜重郎首相とマッカーサーが会談、マッカーサーは「五大改革指示」を出すとともに、憲法改正を指示した(これに先立つ10日の閣議にて、国務大臣松本烝治は憲法改正の必要性に言及している)。GHQの指示を受け、13日の閣議で憲法改正のための研究開始が閣議決定された。10月25日、この研究のために「憲法問題調査委員会」が設置され(委員長松本烝治国務大臣、通称松本委員会)、憲法改正の必要性のある条文の研究を開始し、のちには憲法改正の草案を作成した。

### ・憲法問題調査委員会案

1946年2月1日、毎日新聞は憲法問題調査委員会の憲法試案をスクープした。GHQ民政局はこの内容を英訳し、2日にマッカーサーに提出している。しかし、この試案は民主的な憲法草案とは考えられず、GHQ側はこの憲法草案を到底受け入れられないものとして、日本政府側に憲法草案を提出させることを断念した。(詳しくは17章参照。この試案は、松本委員会の正式な草案ではなかった為、2月8日、松本委員会は「憲法改正要項」をGHQに提出している。しかし、次頁で述べる通りこのとき既にGHQ側はGHQ案の作成作業中であり、結果的に松本委員会の案は無視され、憲法問題調査委員会も事実上活動停止となった)。

## ・GHQ 案の作成

マッカーサーは、毎日新聞にスクープされた憲法試案があまりにも保守的であったため、GHQ 側で見本となるような草案を作成する方針へと転換した。2月3日、GHQ 民生局（局長コートニー・ホイットニー）に憲法草案作成を命じるとともに、新憲法が守るべき原則3項目を記した「マッカーサー・ノート」をホイットニーに手交した（この3原則については15章を参照）。

マッカーサーの指令を受け、民生局では、2月3日から12日にかけて、草案の作成が行われた。2月12日、9日間の作業を経て、憲法GHQ草案は作成された（GHQ草案には、民間の研究機関である憲法研究会の草案との関連が指摘されている 19章参照。また、平和条項 = GHQ案8条 = 現憲法9条の記述に関しては、幣原首相とマッカーサーの会談の成果と考える見方がある 21章参照）。

## ・日本側への手交

GHQ での作業が完了した翌日（13日）、外相官邸にてGHQ草案は日本側に手交された。日本側から吉田茂外務大臣、松本烝治国務大臣、白洲次郎終戦連絡局参与、GHQ側から民生局ホイットニー局長、ケーディス次長が出席した。GHQ側は、先日の松本案は自由と民主主義の文書として受け容れられないとし、この案と根本原則や形式を同一とする憲法案の作成を求めた。また、政府にそのような動きのない場合は、GHQから日本国民に対しこの案を公表し、その賛否を問う準備もある、と述べた。

また、松本大臣は13日の会見の席で、「この草案（GHQ案）を受け容れなければ、天皇の person（=身体的な身柄）を守ることは出来ない」とホイットニーが語ったと後日述べている。

しかし、この件について、同席した白洲次郎は「記憶にない」と述べ、またホイットニーらGHQ側も、そのような脅しと取りうるような内容を言った覚えはないと語っている（彼らは、あくまで天皇に対する連合国の厳しい処分要請を受け、象徴天皇制がベストであるという旨を語ったにすぎないとしている）。

GHQ案を手交された日本側はこの案に衝撃を受け、その場ではこの案に対して意見を回答できないとして、GHQ案を持ち帰った上で翻訳・検討を行っている。

この後、2月15日に白洲次郎はGHQ側に松本案の再検討の要請と、GHQ案の検討には時間がかかることをホイットニーに書簡で送っているが、翌16日GHQ側は不要な遅延は許されないという回答を示した。

## ・検討作業

2月19日、松本大臣は閣議において、GHQ側から憲法草案の提示があったことを明らかにする。21日には幣原首相とマッカーサーが会談し、「象徴天皇制（国民主権）・戦争放棄の2原則は変えてはならない」というGHQの意向を確認する。22日、松本大臣・吉田大臣らとホイットニーが会談し、「字句等の変更は良いが、GHQ案の根本的原則の変更は認められない」という答えを得る。

2月26日より日本側でGHQ案を踏まえた政府案の起草を始める（松本大臣、内閣法制局部長佐藤達夫ら）。GHQからの政府草案提出催促を受け、3月2日政府案はまとめられ（3月2日案）GHQ側に提出された。

## ・国民への公表

3月4日から5日に掛けて、GHQ民生局（ホイットニーら）と法制局部長佐藤らとの間で、GHQ案と3月2日案の比較検討が行われた。30時間近くに亘る検討会議の末、3月5日夕方、新憲法の政府案（3月5日案）が完成した。この案は、閣議で承認され、幣原首相と松本大臣が参内し、憲法案完成を奏上した。

また、英文であった3月5日案を翻訳し、6日夕方国民に向け公表されたものが、「憲法改正草案要綱（3月6日案）」である。この内容は、翌7日の朝刊に掲載され、その進歩的な内容は、国民を大いに驚かせることとなった。（以下17章へと続く。3月6日案公表当時の、国民の世論については18章参照。）